

## 働き方改革検討委員会設置要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、働き方改革検討委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 次に掲げる事項に関し、意見聴取を行うため、働き方改革検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 公立学校における働き方改革の方針策定に関する事項
- (2) 公立学校における働き方改革の方針の進捗状況や検証、見直しに関する事項
- (3) その他、公立学校における働き方改革に関する事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公立学校長
- (3) 公立学校PTA
- (4) 市町村教育委員会
- (5) 法務関係者
- (6) 企業関係者
- (7) メンタルヘルス関係者
- (8) その他教育に関する分野に実践的知識を有する者

3 委員会には、委員長1人及び副委員長1人を置く。

4 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。

5 委員長は、会議を主宰し、総括する。

6 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、就任承諾の日から平成33年（2021年）3月31日までとする。

2 前項の規定によることが困難である場合は、前項に定める期間の範囲内で別に定めることができる。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、第3条の規定にかかわらず、関係者の出席を求め、

意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 委員会は、原則として公開とする。

(事務局)

第6条 委員会の庶務を処理するため、事務局を教育庁学校人事課に置く。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則 この要項は、平成31年(2019年)3月29日から施行する。

附 則 この要項は、令和2年(2020年)4月1日から施行する。